

令和7年度 市・県民税、 森林環境税をご確認ください



◆6月13日金に納税通知書を発送します
市・県民税、森林環境税は、金融機関やコンビニエンスストア、スマートフォンアプリなどで納付ができます。忘れずに納付しましょう。

【普通徴収の納期限】
普通徴収の場合は年4回で、6月・8月・10月・1月の各月末が納期限です。
※土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日確定申告書で給与、公的年金等に係る所得以外（4月1日現在65歳未満の人は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の欄に「自分で納付」を選択した場合は、課税計算の結果により納税通知書を送付しています。
なお、給与からの引き落としによって徴収する税額などは、事業所へ送付する通知書をご確認ください。

【公的年金からの引き落とし（特別徴収）の対象となる人へ】
4月1日現在65歳以上の人で年金所得に対して市・県民税の納税義務がある人は、公的年金からの特別徴収によって徴収します。
※公的年金以外の所得に対する税額は、普通徴収または給与からの引き落としになります。
※介護保険料が年金から引き落としされていない人や、税額が老齢基礎年金などの額を超える人は普通徴収になります。

問 課税課
☎ 22-9613 FAX 22-9618

伊賀市でくらす 外国人のための 生活ガイドブック

市役所での手続きや
生活情報が書いてあります。



問 多文化共生課
☎ 22-9702



粗大ごみ戸別収集事業 (有料)



市内に住所がある人を対象に、家具、寝具類、自転車、ファンヒーター、家電製品など集積場に出せない粗大ごみを収集します。
収集には1点につき200円分の粗大ごみ処理券が必要で、1回の申し込みで5点まで利用できます。
※家電リサイクル法により、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は収集できません。

【利用方法】
①粗大ごみ受付センターに電話で申し込む。
②粗大ごみ処理券取扱店で粗大ごみ処理券を購入する。
※粗大ごみ処理券取扱店は「資源・ごみ分別ガイドブック」、伊賀市ごみ分別アプリまたは市ホームページをご覧ください。
※伊賀北部管内と伊賀南部管内は処理券が違いますのでご注意ください。
③粗大ごみに粗大ごみ処理券を貼り、予約した収集日の午前9時（青山支所管内は午前8時30分）までに、申し込み時に指定した場所に出してください。

【申込受付時間】
午前8時30分～午後5時
※土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

問 《上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内》
伊賀北部粗大ごみ受付センター
☎ 20-1255
《青山支所管内》
伊賀南部粗大ごみ受付センター
☎ 64-8700

自衛官候補生の募集

平和を守り、未来を創る。自衛官候補生を募集しています。



【受付期間】
年間を通じて募集しています。
【応募資格】
日本国籍を有する18歳以上33歳未満の人
【申込先・問い合わせ】
自衛隊三重地方協力本部
伊賀地域事務所 ☎ 21-6720

在宅者向け福祉サービス をご利用ください

◆高齢者等寝具洗濯サービス事業
日常生活に欠かせない寝具の洗濯サービスを実施します。



【対象者】
市内在住で、令和6年度所得税の非課税世帯の人のうち、次のいずれかに当てはまる人
○寝具の衛生管理が困難なおおむね65歳以上の一人暮らしの人
○心身の障がいや傷病などにより寝たきりになっている65歳以上のみの人で構成された世帯、またはこれに準ずる世帯の人
○重度の身体障がいのため寝たきりの人で家族の支援が受けられない人

【利用限度】
掛布団、敷布団、毛布（各1枚）の洗濯、乾燥、消毒で1年に2回以内（9月と3月を予定しています。）

【申込方法】 申請書を下記まで
申・問 ○介護高齢福祉課
☎ 22-9634 FAX 26-3950
○障がい福祉課
☎ 22-9657 FAX 22-9662

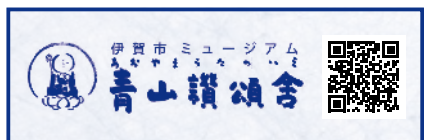
◆軽度生活援助事業
外出の援助（散歩の付き添い）、食材の購入、部屋の整理・整頓など軽易な日常生活上の援助を1時間程度行います。詳しいサービス内容についてはお問い合わせください。



【対象者】
市内在住で、次のいずれかに当てはまり軽度な援助が必要と認められる人
○65歳以上の一人暮らしの人
○65歳以上のみの人で構成された世帯、またはこれに準ずる世帯の人
【料 金】 1時間 300円
（生活保護世帯は無料）

【利用限度】
月4回まで（ただし、一部サービスは年2回まで）

【申込方法】 申請書を下記まで
申・問 介護高齢福祉課
☎ 22-9634 FAX 26-3950



伊賀市災害見舞金制度



地震や豪雨、洪水などの自然災害により、住まいに被害を受けた人や、亡くなった人の遺族に災害見舞金を支給します。
【支給額】
○住まいが全壊した場合
1世帯 10万円
○住まいが半壊した場合
1世帯 5万円
○住まいが床上浸水した場合
1世帯 2万円
○災害で死亡した場合
1人につき 10万円
※被災程度の認定は、災害救助法の取り扱いになります。
※次の場合、見舞金は支給されません。
○災害救助法の適用を受けたとき
○被災者生活再建支援法に規定する支援金を受給したとき
○伊賀市災害弔慰金または伊賀市災害障害見舞金の支給、または災害援護資金の貸付を受けたとき
○故意または重大な過失により被災したと認められるとき

【申込方法】
伊賀市災害見舞金支給申請書を下記まで。申請書を受付後、被害の程度を判定し、支給金額を決定します。

申・問 医療福祉政策課
☎ 26-3940 FAX 22-9673

「伊賀市ごみ分別アプリ」

ごみ分別 お住まいの地区のごみ収集日、分別区分や出し方などが確認できます。
問 さくらリサイクルセンター
☎ 20-9272 FAX 20-2575



市有地の売払い・ 一時貸付物件のご案内

事業で利用・活用する見込みがない土地などを、一般競争入札などの方法により売却・貸付しています。最新の物件情報は、市ホームページをご覧ください。



問 資産経営課
☎ 22-9690 FAX 24-2440

初めての講師 サポート事業



生涯学習課の支援のもと、自分の知識や技術を生かして講座を開き、講師デビューする人を募集します。採択された講座は、10月から令和8年2月までの間に2～3回、ハイトピア伊賀5階などで開催します。

【対象者】
18歳以上で市内在住・在勤の人
【定 員】 2人程度
【申込方法】
申込書を下記まで。市ホームページからも申し込みできます。
【申込期限】 6月30日(月) 午後5時
申・問 生涯学習課
☎ 22-9679 FAX 22-9692
✉ chuouou-kouminkan@city.iga.lg.jp

伊賀市役所 本庁舎 6月のアート情報

本庁舎で下記の展示を行っています

◆4階市民ミニギャラリー
○伊賀マルマルクラブ 作品展
◆1階玄関横
○第20回伊賀市民美術展覧会（市展「いが」）高校生入賞作品写真「見つめる先で」
田麿 総一郎さん
（あけぼの学園高校）



写真「Dream catcher」
中出 凜人さん
（上野高校）



○いけばな（伊賀華道協会）
※都合により展示物が変わる場合があります。
※観覧時間は市役所の開庁時間に準じます。
市民ミニギャラリー展示作品募集中
問 文化振興課
☎ 41-0400 FAX 22-9694



お知らせ

ヘルプマーク・ ヘルプカード



ヘルプマークは、援助や配慮を必要としている障がいのある人や病気の人などが、支援や理解を求めやすくするマークです。

ヘルプマークには、ストラップタイプとカードタイプがあります。ストラップタイプは、カバンなどに吊り下げて使用できます。カードタイプは、中面に助けてほしいことなどを記入し、必要なときにカードを見せることで支援してほしい内容を伝えることができます。

◆ヘルプマーク用タグ配布中

ストラップタイプのヘルプマークに取り付けて使用できるタグを配布しています。タグを取り付けることで、支援してほしい内容などを周りに明確に伝えやすくなります。タグは、伝えたい内容に応じて11種類あるほか、ご希望の文面を記載することもできます。障がい福祉課と各支所で配布していますので、必要な人はお申し出ください。



問 ○障がい福祉課
☎ 22-9657 FAX 22-9662
✉ shougai@city.iga.lg.jp
○各支所（上野支所を除く。）

こども家庭センター なんでも相談ダイヤル (6月1日スタート!)



妊産婦、0～18歳までのこどものいる家庭やこども本人からの相談や問い合わせに応じます。
☎ 41-0932

【受付時間】
平日 午前9時～午後5時
問 こどもの育ち支援課
☎ 22-9609 FAX 22-9646